

## 中原区音楽ライブ実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 区内のアマチュアバンドやダンスユニットが大舞台で日ごろの成果を発表し、音楽を通じて幅広い年齢層の区民が交流することを目的に実施する、中原区音楽ライブ「In Unity」を、区民の手作りによる企画・運営で開催するために、中原区音楽ライブ実行委員会（以下「委員会」とする。）を設置する。

(業務)

第2条 前条の目的を達成するため、委員会は次に掲げる事業を行う。

- (1) 音楽ライブの企画
- (2) 音楽ライブの運営
- (3) 音楽ライブの広報
- (4) その他事業実施に関する業務

(委員)

第3条 委員は、中原区音楽ライブに参画した経験のある者を中心に、音楽ライブの企画・運営に意欲のあるもので構成する。

(任期)

第4条 委員会は次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人
- (3) 会計 1人
- (4) 会計監査 1人

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、委員会の会計を処理する。
- (4) 会計監査は、委員会の会計を監査する。

4 役員の任期は、各年度の末日までとする。

(会議の招集)

第5条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(班の設置)

第6条 委員会内に、総合企画、進行の各班を置く。

2 班の運営について必要な事項は、各班において別途定める。

(報告義務)

第7条 委員会は、事業終了後その結果を速やかに市長へ報告しなければならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、中原区役所区民協働推進部地域振興課に置く。

2 事務局長は、中原区役所区民協働推進部地域振興課長を充てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の協議において決定する。

附則

この要綱は、平成14年8月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。